

# 『マタニティ・子育て応援ギフト』について



## 1. 給付金の対象者

(1) マタニティ応援ギフト（妊娠届時の面談後 現金5万円給付）

・令和4年4月以降に妊娠届を提出した妊婦の方

（妊娠届の提出が令和4年3月以前であっても、令和4年4月以降に出産した妊婦の方は対象者に含まれます。）

(2) 子育て応援ギフト（赤ちゃん訪問時の面談後 現金5万円給付※）

・令和4年4月以降に出生した乳児を養育する方（原則として乳児と同居する母または父）

※多胎児(双子)の場合は10万円

## 2. 申請時期・申請書交付方法

所定の申請書に、給付金の振込先の口座番号を確認できるものを添付して下さい。

（※郵送での提出の場合、通帳やキャッシュカードの写しを添付。）

申請書は、妊娠届の提出日や出産日に応じて、次の表に記載する方法により対象者へ交付します。

妊娠届提出日	出産日 (子どもの生年月日)	マタニティ応援ギフト※ (現金5万円)	子育て応援ギフト (現金5万円)
	令和4年4月～12月	申請書を郵送します (原則として一括で10万円を給付します)	
令和4年4月～12月	令和5年1月以降	申請書を郵送します	出産からおおむね2か月後、ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします
令和5年1月以降	令和5年1月以降	妊娠届を提出いただく時に、窓口での面談後に申請書をお渡しします	出産からおおむね2か月後、ご自宅を訪問して面談後に申請書をお渡しします

※ マタニティ応援ギフト（現金5万円）は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付を受け取れます。

## 3. 申請後のながれ

申請書の提出後、申請書の記載内容を確認し、申請者へ交付決定通知書を発送します。申請から1～2か月後に指定された金融機関へ給付金を振り込みます。

お問い合わせ先 飯山市役所 保健福祉課健康増進係 電話：0269-67-0727 メールアドレス：hoken@city.iiyama.nagano.jp
---

1人ひとりの妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなどの相談を随時受け付けています。

# よくあるご質問

## 1. 妊娠届出後や出産後の転居について

### ○ 出産後に転入出した（する）場合、マタニティ・子育て応援ギフトはどうなりますか？

令和4年4月～12月に出産した場合は、出産時の住所地ではなく、令和5年1月1日以降の申請日時点の住所地の市区町村で妊娠時と出産後の両方の給付を受け取れます。

令和5年1月以降に産し、転出元の市区町村の面談を受ける前に転入出する場合は、転出先で出産後の給付を受け取ることができます。面談後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらかで出産後の給付を受け取ることができます。（飯山市では出産からおおむね2か月後に面談を実施しますので、その場でご相談ください。）

### ○ 妊娠届出後に転入出した（する）場合、マタニティ応援ギフトはどうなりますか？

令和4年4月～12月に妊娠届を提出した場合は、妊娠届提出時の住所地ではなく、令和5年1月1日以降の申請日時点の住所地の市区町村で妊娠時の給付を受け取れます。

令和5年1月以降に妊娠届を提出し、その後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらかで妊娠時の給付を受け取ることができます。（飯山市では妊娠届の提出時にあわせて面談を実施しますので、その場でご相談ください。）

※妊娠届の提出後、出産後のどちらの給付についても、**同一の理由による給付について、複数の市区町村から二重に受け取ることはできません。**また、飯山市では、現金の給付を行いますが、クーポン等による給付を実施している市区町村もあります。

## 2. 申請書について

### ○ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることができますか？

令和4年4月～12月に産、また、妊娠届を提出した場合は、申請書を郵送しますが、令和5年1月以降に産、また、妊娠届を提出する場合は、原則は面談にて申請書をお渡しします。（里帰り産等により、市の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、保健福祉課 健康増進係へご相談ください。）

## 3. 給付金の受け取りについて

### ○ 申請する際に指定する金融機関の口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

給付金の受け取り口座は、基本的には、給付金の対象者ご本人の金融機関の口座を指定いただくこととなりますが、口座をお持ちでない場合は、保健福祉課 健康増進係へご相談ください。